

東京都地域住宅計画 (第4期)

東京都、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

(東京都及び62区市町村)

令和 2年 2月

地域住宅計画

計画の名称	東京都地域住宅計画（第4期）		
都道府県名	東京都	作成主体名	東京都及び62区市町村
計画期間	令和 2 年度	～	6 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

- ・東京の住宅政策は、低所得者向けの公営住宅供給を中心とし、昭和49年の地方自治法の改正までは、特別区がその事業主体となることができなかったことから、都が大宗を担う形で進められてきた。
- ・バブル経済時には、中堅所得者層についても住宅問題が深刻化し、都民住宅や区民住宅の供給等を推進してきたところであるが、バブル経済の崩壊後は、住宅の量的な充足や将来の人口・世帯減少社会の到来等を踏まえ、これまでの公的住宅供給中心の政策から、ストックの活用、市場の活用を重視した住宅政策へと方向転換を図ってきたところである。
- ・急速に進む少子高齢化、世帯の単身化、80万戸を超える空き家の存在、居住ニーズの一層の多様化など、社会経済情勢の変化に対応していくためには、都と福祉施策やまちづくり施策の中心的担い手である区市町村とが役割を適切に分担し、密接に連携しながら、それぞれが担うべき領域において主体的に住宅施策の推進に取り組んでいく必要がある。
- ・こうした中、近年の都の住宅政策では、平成23年3月に発生した東日本大震災後に策定した「第5次東京都住宅マスタープラン」において、首都・東京にふさわしい高度な防災機能を備えた居住の実現に力点を置いた施策を位置付け、安全で豊かな潤いのある住生活を実現するために必要な取組を推進してきた。
- ・平成29年3月に策定した「第6次東京都住宅マスタープラン」では、本格的な人口減少社会が見込まれる中、子供から高齢者まで、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて、生涯にわたり豊かな住生活を実現できる社会を目指し、子育て世帯や高齢者世帯の入居支援や空き家の活用、老朽化マンションへの対応などに積極的に取り組んでいる。
- ・また、令和元年12月には、東京都は2040年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき「戦略」を示した「『未来の東京』戦略ビジョン」を策定し、この中で、「人や地域に焦点を当てた、新たな住宅戦略の展開」を打ち出している。
- ・こうした経緯及び現在の状況を踏まえ、都と都内全区市町村とが、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、共同で地域住宅計画を作成し、公営住宅整備等の基幹事業と地域の特性に応じ創意工夫を凝らした提案事業を組み合わせることで、東京における総合的な住宅政策を展開していく。

2. 課題

- ・東京の合計特殊出生率は全国最低の水準である中、子育て世帯の約27%が民間賃貸住宅に住んでいるが、その8割が50㎡未満の住宅面積となっており、十分な面積の確保ができていない状況にある。
- ・共同住宅の共用部分のバリアフリー化率は約2割、高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率は約4割にとどまっている。
- ・低額所得者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居の際に、貸主側から入居を拒まれやすい状況にある。
- ・既存住宅を購入する場合、新築住宅と比べ、「建物構造、設備の隠れた不具合、欠陥」などについて、不安を感じる方が多い。
- ・マンションは、区分所有者間の合意形成に難しさがある中、管理に無関心な居住者が増え、役員の成り手が不足するなど、管理上の問題が増加している傾向が見られる。さらに、管理組合の機能低下によって管理不全に陥り、スラム化を引き起こす可能性がある。
- ・都内には、公共住宅等の事業者や民間事業者により開発された住宅団地が、数多く存在しており、こうした団地の多くは、入居開始から40年以上が経過し、建物の老朽化が進むとともに、同時期に大量に入居した世代が一斉に高齢化している。
- ・首都直下地震が懸念される中、2014年度末時点の住宅の耐震化率は約84%にとどまっており、また、特定緊急輸送道路沿道の耐震診断が義務付けられているマンションの2016年4月末現在の耐震診断実施率は約98%、耐震化率は約26%にとどまっている。
- ・2018年における都内の空き家率は約10.6%であり、前回調査（2013年）と比べて、空き家数は若干ながら初めて減少し（約81.0万戸）、空き家率も微減となっている。一方で、「持家」に居住する高齢単身世帯又は高齢夫婦のみの世帯は、約85万世帯存在しており、前回調査と比べて7万世帯以上増加しているため、将来、空き家になることが危惧されている。

3. 計画の目標

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 目標 1 住まいにおける子育て環境の向上 | 目標 2 高齢者の居住の安定 |
| 目標 3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定 | 目標 4 良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現 |
| 目標 5 安全で良質なマンションストックの形成 | 目標 6 都市づくりと一体となった団地の再生 |
| 目標 7 災害時における安全な居住の持続 | 目標 8 活力ある持続可能な住宅市街地の実現 |

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
公営住宅のバリアフリー化の促進	%	公営住宅数に占める手すりの設置2か所(便所、浴室)、廊下幅78cmの確保、段差の解消の3つを満たす住宅の割合(管理戸数ベース) (公営住宅管理戸数等事業主体別調査による。)	35.4	平成29	45	令和6
公営住宅におけるエレベーター設置率の向上	%	3階建て以上の公営住宅に占める、エレベーターが設置された住宅の割合(棟数ベース) (公営住宅管理戸数等事業主体別調査による。)	52.0	平成29	60	令和6
良質な家づくりの推進	区市町村数	交付金を活用したリフォーム促進事業に取り組む区市町村数	15	令和元	18	令和6
マンションの適正な管理、老朽マンション等の再生の促進	区市町村数	交付金を活用した分譲マンション管理組合への支援事業やマンション再生事業に取り組む区市町村数	18	令和元	21	令和6
安全・安心に暮らせる団地の再生	戸	計画期間における公営住宅法上の公営住宅等の整備予定戸数	累計戸数:19,900戸(令和2年度から令和6年度まで)			
地域の拠点形成等まちづくりへの貢献	ha	都営住宅・公社住宅の建替えに伴う創出用地のうち、福祉インフラ整備への活用が見込まれる候補地の提供面積	22.5	平成30	30ha超	令和6
災害時における安全な居住の持続	%	公営住宅(※)におけるエレベーターの停電時自動着床装置の設置率 (※)区市町村営住宅では、建設型公営住宅のみが対象	(都営) 64.6% (区市町村営) 77.2%	(都営) 平成30 (区市町村営) 令和元 (見込み)	(都営) 85%以上 (区市町村営) 82%以上	令和6
空き家対策の推進による地域の活性化	%	空家等対策計画を策定した区市町村数の全区市町村数に対する割合	50	平成30	80%以上	令和6

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

1. 公営住宅整備事業等
 - ・公営住宅の新規建設、建替事業を進める。
 - ・地域優良賃貸住宅の新規建設を進める。
 - ・既存ストックの有効活用と住環境向上のために、公営住宅等長寿化計画に基づき、公営住宅の改善事業を実施する。
 - ・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業を実施する。
2. 住宅地区改良事業
 - ・老朽化した改良住宅の改善等を行い、安全で安心な住宅ストック・居住環境を形成する。
 - ・空き家再生等推進事業により、不良住宅、空き家住宅等の除却を推進するとともに、空き家の再生に向けた整備を行い、居住環境の整備改善を図る。
3. 優良建築物等整備事業
4. 都心共同住宅供給事業
5. 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
6. 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）

(2) 提案事業の概要

- ・公営住宅ストックの適切な維持管理・再生のため、建替えに伴う入居者の移転事業、既存建物の除却工事等を行う。
- ・マンションの適切な維持管理・建替え等を促進するため、分譲マンションアドバイザー制度利用費助成、実態調査、建替え・共同化支援事業、相談事業、セミナー、修繕費用助成等を行う。
- ・介護や子育て等における家族の支え合いや、ゆとりある住生活の実現に寄与する、三世代同居支援事業や近居支援事業等を行う。
- ・住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、住み替え相談、住宅情報提供、入居支援事業、家賃助成事業等を行う。
- ・良質な住宅の供給促進や既存住宅の質を改善するために、住宅改善・リフォーム資金助成等を行う。
- ・各事業主体が地域の実情に応じた住宅政策を推進できるよう、住生活基本計画の策定のための調査や住宅施策の推進に活用するための各種調査等を行う。

(3) その他（関連事業など）

- ・基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業を、社会資本整備総合交付金交付要綱第6二口に規定する効果促進事業として実施する。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(事業費の単位は百万円)

基幹事業

事業	事業細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅整備事業等	公営住宅等整備事業 (防災・安全に係る整備を除く。)	東京都	年間建替戸数3,800戸	64,325
		千代田区	54戸	935
		台東区	20戸	40
		渋谷区	54戸	663
		北区	149戸	1,842
		足立区	153戸	1,287
		西東京市	65戸	25
		大島町	30戸	1,122
		八丈町	6戸	215
	公営住宅等整備事業 (防災・安全に係る整備に限る。)	東京都	年間建替戸数3,800戸	138,770
		板橋区	213戸	6,012
	公営住宅等整備事業(重点) (防災・安全に係る整備を除く。)	江東区	200戸	3,431
	地域優良賃貸住宅整備事業	東京都	90戸	1,648
		中央区	30戸	60
		品川区	25戸	50
		御蔵島村	24戸	278
	公営住宅ストック総合改善事業 (防災・安全に係る整備を除く。)	東京都		9,988
		千代田区		5
		墨田区		43
		江東区		201
		品川区		138
		大田区		312
		世田谷区		136
豊島区			83	
板橋区			64	
練馬区			387	
足立区			51	
葛飾区			27	
江戸川区			10	
青梅市			120	
昭島市		55		
調布市		103		
日野市		1,520		

公営住宅整備事業等	公営住宅ストック総合改善事業 (防災・安全に係る整備を除く。)	東村山市		6
		清瀬市		6
		羽村市		31
		西東京市		5
	公営住宅ストック総合改善事業 (防災・安全に係る整備に限る。)	東京都		41,592
		江東区		153
		渋谷区		144
		杉並区		195
		北区		147
		練馬区		24
		足立区		125
		八王子市		397
		青梅市		90
		町田市		374
		日野市		309
		清瀬市		135
		羽村市		33
		あきる野市		57
	八丈町		252	
	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業	豊島区		12
練馬区			6	
八王子市			125	
住宅地区改良事業等	空き家再生等推進事業	文京区		30
		墨田区		45
		北区		16
		荒川区		20
		板橋区		30
		八王子市		5
		調布市		33
		西東京市		5
	改良住宅ストック総合改善事業 (防災・安全に係る整備を除く。)	東京都		120
		足立区		38
	改良住宅ストック総合改善事業 (防災・安全に係る整備に限る。)	東京都		1,523
		足立区		48
	更新住宅整備事業	東京都		110

優良建築物等整備事業	千代田区	245	
	港区	418	
	葛飾区	655	
	日野市	185	
	多摩市	149	
都心共同住宅供給事業	東京都	165	
	港区	248	
	練馬区	360	
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	千代田区	310	
	中央区	228	
	港区	729	
	新宿区	164	
	墨田区	80	
	品川区	721	
	目黒区	89	
	大田区	249	
	世田谷区	65	
	渋谷区	774	
	中野区	48	
	豊島区	75	
	板橋区	196	
	足立区	252	
	葛飾区	120	
	江戸川区	316	
	日野市	23	
	東久留米市	12	
	あきる野市	446	
	日の出町	75	
	大島町	167	
	御蔵島村	13	
	八丈町	359	
	住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)(都市再生住宅家賃対策補助)	中央区	521
	合計		288,644

提案事業(地域住宅政策推進事業)

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
東京都住宅マスタープラン策定のための調査委託等	東京都		61
大規模団地再生支援に関する事業	東京都		2
中小住宅生産事業者等の支援	東京都		1
木造住宅総合対策事業	東京都		1
子育て配慮住宅供給促進	東京都		1
既存住宅流通市場の活性化事業	東京都		49
分譲マンション相談事業	東京都		3
建替え支援セミナー開催等	東京都		2
マンション耐震化サポーター派遣事業	東京都		26
マンション建替え合意形成支援モデル事業	東京都		10
新たなマンション施策検討調査	東京都		15
管理適正化支援モデル事業	東京都		10
マンション総合相談窓口	東京都		50
マンション管理状況届出システムの構築	東京都		23
マンション再生支援検討調査委託	東京都		20
(仮称)マンション適正管理啓発隊	東京都		7
マンション管理状況届出制度に関する広報資料作成及び周知業務	東京都		10
マンション管理状況届出制度に関する管理組合に対する調査委託	東京都		20
個別改善	東京都		676
公営住宅整備等に関連する道路、公園等整備	東京都		362
公営住宅整備等に係る除却	東京都		1,703
公営住宅の建替え等に係る移転費	東京都		193
公営住宅等用地購入	東京都		145
公営住宅整備推進に係る調査等	東京都		34
個別改善(防災・安全に係る整備に限る。)	東京都		3,354
公営住宅整備等に関連する道路、公園等整備(防災・安全に係る整備に限る。)	東京都		1,035
公営住宅整備等に係る除却(防災・安全に係る整備に限る。)	東京都		496
公営住宅の建替え等に係る移転費(防災・安全に係る整備に限る。)	東京都		560
公営住宅等用地購入(防災・安全に係る整備に限る。)	東京都		720
公営住宅整備推進に係る調査等(防災・安全に係る整備に限る。)	東京都		166
耐震性不足マンション建替え促進助成	千代田区		75
地域優良賃貸住宅(高齢者型)供給計画策定費補助	中央区		2
地域優良賃貸住宅建設に伴う併設施設の整備	港区		62
住宅相談	新宿区		5
マンションの適切な維持管理及び再生への支援	新宿区		8
マンション相談事業	文京区		6

マンション建替支援等事業	文京区		33
すまいる住宅登録事業	文京区		57
住まいの協力店整備事業	文京区		2
高齢者等住み替え家賃助成	文京区		5
高齢者等住宅修築資金助成	文京区		4
子育て世帯住宅リフォーム支援	台東区		6
住まいの共同化と安心建替え支援(三世帯住宅助成)	台東区		18
マンション共用部分バリアフリー化支援	台東区		6
高齢者等住み替え居住支援	台東区		3
住宅向け高反射率塗料施工助成制度	台東区		20
マンションセミナー等	台東区		4
マンションアドバイザー利用助成	台東区		2
マンション計画修繕調査費助成	台東区		13
住まいの共同化と安心建替え支援	台東区		17
集合住宅防災資機材購入補助	台東区		5
マンションの適正管理及び再生促進施策検討の支援等	台東区		7
分譲マンション計画修繕調査支援事業	墨田区		22
民間木造賃貸住宅改修支援事業	墨田区		5
分譲マンションアドバイザー派遣助成	墨田区		2
住宅マスタープラン策定基礎調査	墨田区		10
マンション管理支援事業	江東区		2
マンションアドバイザー派遣事業	江東区		4
マンション計画修繕調査支援事業	江東区		19
住宅マスタープラン策定調査委託	江東区		16
分譲マンション管理支援(相談・セミナー、派遣、分譲マンションアドバイザー等)	品川区		8
住宅改善資金助成制度	品川区		113
地域優良賃貸住宅供給計画支援業務	品川区		2
民間賃貸住宅情報提供	目黒区		2
住宅リフォーム資金助成	目黒区		65
住宅相談・住情報の提供等	世田谷区		21
住宅マスタープラン策定調査委託	世田谷区		8
バリアフリー改修工事実施設計	世田谷区		3
マンションアドバイザー利用助成	渋谷区		1
マンション計画修繕調査費助成	渋谷区		4
住宅マスタープラン基礎調査委託	杉並区		18
分譲マンション適正管理支援事業	豊島区		1
分譲マンション建替え・改修アドバイザー等派遣事業	豊島区		5
マンション計画修繕調査費助成事業	豊島区		15
空き家活用事業(空き家セミナー)	豊島区		1

マンション劣化診断費用助成	北区		3
三世代住宅建設助成	北区		55
親元近居助成	北区		70
公営住宅建設に伴う既存国家公務員宿舎除却工事	北区		104
分譲マンションコンサルタント派遣事業	荒川区		1
分譲マンションセミナー事業	荒川区		1
高断熱窓への改修	荒川区		9
住宅総合相談・マンション対策事業等	板橋区		2
分譲マンションアドバイザー派遣事業	板橋区		2
分譲マンション維持管理支援事業	練馬区		3
マンション相談事業	足立区		1
分譲マンションアドバイザー・コンサルタント等派遣	足立区		17
住宅相談	足立区		1
住宅改良助成事業	足立区		9
分譲マンションセミナー相談会	葛飾区		1
分譲マンションアドバイザー制度利用助成	葛飾区		1
分譲マンション支援コンサルタント派遣事業	江戸川区		1
分譲マンションセミナー実施事業	江戸川区		1
分譲マンション管理アドバイザー制度利用助成事業	江戸川区		1
住宅白書策定委託事業	江戸川区		6
住宅マスタープラン改定調査委託	江戸川区		1
省エネルギー化改修補助	八王子市		109
バリアフリー化改修等補助	八王子市		40
マンション管理セミナー、個別相談会	八王子市		1
分譲マンション管理等支援事業	武蔵野市		8
住宅相談	武蔵野市		1
障害者等居住支援事業	府中市		15
高齢者自立支援住宅改修費助成事業	府中市		26
バリアフリー設備設置補助事業	府中市		3
住宅マスタープラン策定支援業務	府中市		12
居住環境改善の推進等	調布市		43
分譲マンション支援コンサルタント派遣事業	調布市		1
空家等対策・分析事業	調布市		53
分譲マンション管理支援	町田市		1
民間住宅のバリアフリー化改修	町田市		30
空き家計画策定支援事業	町田市		5
住宅マスタープラン改訂支援業務委託	町田市		27
住宅マスタープラン改定調査委託	小金井市		18
空き家等対策相談事業	小金井市		1

公営住宅入居者移転費用	日野市		24
公営住宅解体工事費	日野市		190
住宅バリアフリー助成事業	日野市		8
住宅修改築費補助事業	東村山市		2
優良住宅取得推進事業	福生市		25
住宅マスタープラン改定調査委託	福生市		3
公営住宅等の除却	東大和市		19
公営住宅等の除却	清瀬市		12
民間住宅耐震改修助成事業	多摩市		9
住宅情報・住情報提供	多摩市		2
分譲マンション支援コンサルタント派遣	多摩市		6
隣居・近居促進事業	多摩市		45
マンション再生合意形成支援事業	多摩市		35
創省エネルギー化助成事業	羽村市		24
公営住宅の除却	西東京市		43
公営住宅移転料	神津島村		1
地域優良賃貸住宅建設に伴う接続道路新設工事	御蔵島村		16
公営住宅建替え移転料	八丈町		1
合計			11,611

(参考) 関連事業(社会資本整備総合交付金交付要綱第6二口に規定する効果促進事業)

事業の内容	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
小笠原住宅(沖村アパート、清瀬アパート建替え)造成詳細設計等	東京都		977
公営住宅等の駐車場整備	東京都		312
公営住宅等の駐車場整備(防災・安全に係る整備に限る。)	東京都		770
空家等対策特別措置法事業(法律相談委託)	文京区		1
公営住宅建替え移転料、仮住居家賃補助(重点)	江東区		182
公営住宅水道管直結化改修工事	世田谷区		7
公営住宅建替え移転料	渋谷区		2
空き家再生等推進事業(活用タイプ効果促進)	荒川区		7
公営住宅駐車場整備(防災・安全に係る整備に限る。)	板橋区		1
ペアリフォーム設計	練馬区		7
公営住宅建替え移転料	足立区		17
公営住宅駐車場整備	足立区		1
公営住宅駐車場整備、公営住宅及び関連施設設計・除却、移転料	大島町		114
地域優良賃貸住宅建設に伴う宅地造成・擁壁工事	御蔵島村		150
公営住宅建替え移転料、公営住宅除却	八丈町		5

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項^(*)

公営住宅整備事業において、保育所又は高齢者福祉施設を併設する場合には、建替施行要件の特例を適用する。

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となる。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項^(*)

【配慮入居者】次に該当する者とする。

- 1 同居親族がいない者又は収入基準外で入居を希望する者
- 2 居住する住宅の建替え・改修のため、一時的に住居を必要とする者

【賃貸に関する事項】入居者を募集したにもかかわらず、3か月以上空き家である住戸については、認定事業者（所有者）からの知事（区（市））の区域にあっては、当該区（市）長）への報告をもって承認があったものとして配慮入居者に賃貸する。

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となる（ただし、一定の要件を満たすことを要す。）。

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

- (1) 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付国住備第160号）第4条第9号に基づく地域優良賃貸住宅の整備を促進すべき地域及び同要綱第4条第10号に基づく子育て世帯向け地域優良賃貸住宅（機構供給型）の供給計画に関する事項
 - ・千代田区、中央区、港区、新宿区、墨田区、品川区、目黒区、中野区、杉並区、豊島区、葛飾区、江戸川区、日野市、東久留米市及び御蔵島村並びに現に都市再生機構賃貸住宅の存する区域（都市再生機構が今後地域優良賃貸住宅の供給を予定している区域に限る。）において、地域優良賃貸住宅の整備を促進する（なお、災害被災者及び密集市街地からの立ち退き者等不良住宅の撤去等により住宅を失った者及び難病患者については、地域優良賃貸住宅に入居させることが適当な者とする。）。
 - ・都市再生機構が定めた供給計画に基づく子育て世帯及び新婚世帯向け住宅を供給する。
- (2) 地域優良賃貸住宅制度要綱第5条第1項第6号に基づく入居者の資格に関する事項
 - ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業に伴い港区が行う特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の建替えにおいて、除却前までに当該住宅に居住していた世帯のうち、建替え後の地域優良賃貸住宅に入居させることが適当と認められる世帯
 - ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）別表第1、別表第3若しくは別表第5に掲げる疾病（東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則附則第3項の規定により、なお従前の例によることとされる医療費助成に係る同規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第1の第1項に掲げる疾病を含む。）又は児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている者のいる世帯で、せたがやの家（福祉型）障害単身者世帯として、地域優良賃貸住宅に入居させることが適当と認められるもの

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

- (3) 地域優良賃貸住宅制度要綱改正附則（平成27年4月9日適用分）第2条第2号に基づく読替規定の適用に関する事項
- ・港区が行う特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の建替えに伴い、除却前までに当該住宅に居住していた世帯のうち、居住の誘導や定住の促進を目的として、建替え後の地域優良賃貸住宅に入居させることが適当と認められる世帯
- (4) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（平成29年4月26日付国住備第14号）第3条第4号の空家の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への有効活用等の推進が位置付けられている地方公共団体の区域に関する事項
- ・豊島区、練馬区及び八王子市において、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への空き家の有効活用を推進する。
- (5) 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日付国住備第132号）第4第4項第4号に基づく高齢者世帯を家賃低廉化の対象とする場合に関する事項
- ・墨田区においては、60歳以上で低額所得の高齢世帯（約7,400世帯）の中から、住宅に困窮している世帯を家賃低廉化補助の対象とする。
 - ・豊島区においては、民営借家に居住する65歳以上の単身高齢者世帯（約8,100世帯）及び高齢夫婦のみ世帯（約1,500世帯）のうち、住宅に困窮する所得15万8千円以下の高齢者を家賃低廉化の対象とする。
 - ・練馬区においては、65歳以上で低額所得の高齢世帯（約10,000世帯）の中から、住宅に困窮している世帯を家賃低廉化補助の対象とする。
- (6) 小規模住宅地区等改修事業制度要綱（平成9年4月1日付建設省住整発第46号）第11第2項に基づく空き家再生等推進事業の実施に関する事項及び第11第4項に基づく事項
- ・居住環境を改善するため、空き家住宅又は空き建築物の計画的な活用を推進すべき区域を八王子市内全域とする。
 - ・同要綱第11第4項第2号に規定する不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の現況は、全戸数289,050戸、空き家数2,423戸、空き家率0.8%
 - ・同要綱第11第4項第3号に規定する空き家住宅又は空き建築物の活用に関する目標は、令和2年度から令和4年度まで各1件とする。